

資料3

新蒲地総第 117 号

令和 2 年 4 月 30 日

西蒲区自治協議会
会長 長井 正雄 様

新潟市長 中原 八一
(西蒲区役所地域総務課長)



潟東ゆう学館の管理運営方法等の変更について (意見聴取)

新潟市自治協議会条例 (平成 18 年条例第 74 号) 第 7 条第 3 項第 2 項の規定により、下記事項について貴自治協議会に意見を求めます。

記

潟東ゆう学館の管理運営方法等の変更について (詳細別紙)

以上

<別紙>

潟東ゆう学館の管理運営方法等の変更について

1. 変更内容

(1) 指定管理者制度の導入

下記業務を指定管理者に委任する。

- ・ 施設の管理
- ・ 福祉棟（浴室等）の運営
- ・ 受付業務

(2) 学び棟の貸付方法の変更

潟東地域コミュニティセンターの開館に伴い、公民館としての貸付のみに変更する。

2. 適用開始日

令和3年4月1日

3. 条例改正

「新潟市潟東ゆう学館条例」、「新潟市公民館条例」

4. その他

公民館、図書館の運営は、引き続き新潟市教育委員会が行う。